陳情第５号「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情に賛成の討論を行います。

現在、個別法に規定がある範囲で認められている、国の地方自治体に対する指示権を拡大する地方自治法の改正案が、成立してしまいました。

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合という極めて曖昧な基準が定められ、個別法に規定がなくても、国が閣議決定を経て、自治体に必要な指示を行うことができるとする特例を設けています。自治体からの意見聴取は努力義務に過ぎず、国会の関与もありません。この立法事実を曖昧にしたまま閣議決定で対象となる事態を認定し、補充的指示権を行使できるなら、まさに内閣への白紙委任を地方自治の一般法で強いることになりかねません。陳情者の言う、国が様々な領域で自治体に介入したり国の意向を強制したりすることが心配されるということが、自治体やそこで暮らす市民に大きな影響を及ぼすことが想定されます。まさに漠然とした曖昧な内容で国の地方自治体に対する権限が強化されることは、2000 年に施行された地方分権一括法で保障された、国と地方の対等・協力の関係の否定・破壊にほかなりません。

地域（地方自治体）にはそれぞれの個性があり、多様化しています。この改正で言う、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合を仮に例に取ったとしても、個別の自治体ごとに閣議決定を経て補充的指示権を発動するのか、共通性を持って一括で補充的指示権を発動するのかも法改正では不明のままです。それぞれの実情を正確に判断した指示が可能なのか。一括したとすれば、それぞれが同じ指示を受けても、その解釈や実情との相違から現場は混乱し、国（大臣）は、その多くの疑問や解釈に対応できるとは思えず、パンクしてしまいます。そもそも想定されない事態に対して、地域から離れた中央（大臣）が指示という強権を発動することになれば、地域は指示を待つことになり、被害が拡大するおそれがあります。個別法が制定されるまでとありますが、個別法がなくてもこの改定により、自治法で対処できることになり、補充的指示権に終わりが見えません。

このような自治法の改正の本当の狙いは、平時に自治体を統制することではないか、との声も聞きます。まさに地方自治をないがしろにするものです。また、この自治法一部改正については、様々な特権が授与される指定地域共同団体の創設の項目もあり、懸念されます。

改めてこの自治法の一部改正で見えたことは、このような重大な法律を変えるにもかかわらず、閣議決定で決められ、十分な国会の審議を経ることなく、法案が国会を通ってしまうことの怖さです。総務省が内閣官房による統制で改正の橋を渡り、政権への忖度により地方６団体は改正の歯止めとはならず、地域に

精通した政党や議員の不在が、このような重大な自治法の改正を許してしまったのではないでしょうか。だとすれば、出番は市民であり、各自治体の議会です。地方自治法の一部の改正の撤回を求めるべきとの陳情に賛同し、撤回を求めるべきと考えます。